

生野区役所 随意契約結果(業務委託)(特名随意契約)

2月分

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	生野区未利用地(鶴橋一丁目)活用にかかる不動産鑑定業務委託(概算契約)	不動産鑑定	(株)谷澤総合鑑定所	1,131,900	令和5年2月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-

随意契約理由書

1 案件名称

生野区未利用地（鶴橋一丁目）活用にかかる不動産鑑定業務委託（概算契約）

2 契約の相手方

株式会社谷澤総合鑑定所

3 随意契約理由

不動産鑑定評価については、対象不動産の所在する地域への精通性が求められるほか、対象案件に適した専門的知識や経験など高度な専門的職能を発揮することが必要とされる。また、不動産鑑定における委託金額については、中央用地対策連絡協議会で定められた「公共事業に係る不動産鑑定報酬基準」により、鑑定評価の対象となる不動産の類型によって決定される。

したがって、本業務の性質上、競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により特名随意契約を締結する。

なお、当区業務において不動産鑑定を実施する案件が少ないことから、業者選定委員会の設置や不動産鑑定リストを作成し、順に選定していく方法等は相応しくないと考えられるため、契約管財局の不動産鑑定業者登録名簿から次の選定基準に見合った複数の不動産鑑定業者を選定し、その中から抽選により選定し、特名随意契約を行う。

（選定基準）

- ・大阪市内に事務所を置いていること。
- ・契約管財局基準に基づく不動産鑑定士が複数所属している事業者であること。
- ・大阪市の地価公示、相続税路線価、固定資産評価などの公的評価実績を有していること。
- ・生野区内において鑑定の実績があること。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

生野区役所地域まちづくり課（電話番号 06-6715-9009）